

第6回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議
第3回宮城県危機管理対策本部会議
議事録

日時：令和2年4月17日（金）午後1時から
場所：行政庁舎4階 特別会議室

（危機管理監）

ただいまから、第6回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議及び第3回宮城県危機管理対策本部会議を開催します。

議事進行を本部長である村井知事をお願いいたします。

（本部長：知事）

皆さんご承知のとおり、昨日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府対策本部において緊急事態宣言の対象区域を全国に拡大する決定が行われました。

このことを受けまして、本日は本県における緊急事態措置等について協議を行いたいと思います。主に、行動自粛、あるいは休業要請等の内容が議題になると思われましたので、本日は、医師会を含む医療関係者にはお声かけをしておりませんので、ご了承いただきたいと思います。仙台市さんにはご参加いただいたということでございます。よろしく申し上げます。

それでは、はじめに、「1 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の変更について」保健福祉部長から説明してください。

（保健福祉部長）

< 資料1, 2について説明 >

（本部長：知事）

ただいまの説明について、ご質問、ご意見があればお願いします。

私から確認しますけれども、そうすると、施設の使用制限・休業要請は、「地域の感染状況、経済社会に与える影響等を踏まえなさい」、「国に協議しなさい」、それから「外出の自粛等の協力の要請の効果を見極めなさい」、「専門家の意見を聞きなさい」、ということです。昨日、宮城は対象区域に指定されたわけですが、少し様子を見なければならぬということになりますよね。

（保健福祉部長）

はい。昨日の夜に出ました改正された対処方針におきましては、そのような趣旨であると思っております。今本部長がお話されたように、まずは、判断については、各都道府県知事が、感染拡大防止を主眼としながらも、地域の状況や社会に与える影響をよく踏まえて判断するということ、それから手続き面では3つの要件、国への協議、外出自粛要請の効果を見極めること、専門家の意見、ということが示されたということでございます。

（本部長：知事）

分かりました。

では震災復興・企画部長、今回の緊急事態宣言の対象区域になった影響がどのように出ているのか、ということ客観的に捉えないといけないと思います。そこで、ビックデータを

活用できるように、お願いして資料を取り寄せて、仙台だけじゃなく、大崎や石巻、仙南、いろいろなところで、人が集まる場所で、去年と比較してどうなのか、特にこの土日どうだったのか、あるいはこの1ヶ月、2ヶ月、どのように人の動きが変わったのか、特に昨日の宣言が出てからどう変わったのか、ということが、客観的に分かるようなデータを、次の対策本部会議までに揃えてもらえませんか。それで、一つの判断の材料としたいと思います。

(震災復興・企画部長)

わかりました。ではビックデータを・・・

(本部長：知事)

そうですね。活用したいと思いますので、いろいろ当たってみてください。協力してくれるところがあると思いますので。客観的にとれるように。

それから、国と協議をして、専門家の意見を聞いて、ということですので、平行して、協議を進めていきたいと思いますので、具体的な施設名を挙げる前に、保健福祉部長だけでなく、それぞれの所管の部局、前回の会議でお示しましたので、よく頭に入れて、調整をいして行っていただきたいと思います。

これに対して質問は、よろしいですか。

では次に次第の「2 緊急事態措置について」の「(1) 外出自粛及び催物の開催制限の協力要請について」保健福祉部長から説明してください。

(保健福祉部長)

< 資料3について説明 >

(本部長：知事)

ただいまの説明について、ご質問ご意見があればお願いします。

特にマスコミの皆さんにお願いしたいのですけれども、大きなスーパーマーケットなどに、家族連れで、お子さんを連れて訪れているそうであります。非常に混雑しているという情報が入っております。

最小限の、生活に必要な買い物に行くのはやむを得ないのですけれども、必要最小限の人数で行くように、繰り返し報道していただければと思いますので、よろしく願い申し上げます。

質問がないようですので、今の保健福祉部長の説明で了承ということでもよろしいでしょうか。

(出席者)

< 異議なし >

(本部長：知事)

では、このとおり決定いたします。

ぜひこの内容の周知について、特に総務部、よろしくお願いいたします。

(総務部長)

わかりました。

(本部長：知事)

次に「（２）緊急事態措置に関する相談窓口の設置について」、総務部長から説明願います。

（総務部長）

<追加資料「緊急事態宣言相談ダイヤルの開設」について説明>

（本部長：知事）

マスコミの皆さんよろしくお願いいたします。

一番心配しておりますのは、コールセンターが今 20 回線用意しているんですけども、今でも、かなり、混む時間帯があるそうです。従って、ここにいろいろな相談が全部来ると、もうパンクしてしまいますので、健康相談、熱がある、調子が悪い、こういったことはコールセンター、それ以外は、相談ダイヤル、ということで、お願いしたいと思います。先ほど言ったように、今日の段階で、休業要請については意思決定が出来ない状況でございます。しかし、いろいろなお問い合わせ、あるかと思しますので、そういった相談は相談ダイヤルのほうに。名称を分けました、相談ダイヤルとコールセンターというように、しっかりと周知をお願いしたい、と思えます。

ただいまの説明に質問、よろしいですね。

次に「（３）施設の使用制限（休業要請）等について」、保健福祉部長から説明してください。

（保健福祉部長）

< 資料 4, 5, 6 について説明 >

（本部長：知事）

ということは、当初は、24 条 9 項に基づく、休業要請ということになりますので、もしやるということになったときには、個別の事業者への連絡はせずに、ホームページに載せたりマスコミにお知らせするということが良いということですね。

（保健福祉部長）

はい。ただしこれまでこの会議で協議してきましたように、業界の団体などについても、リストアップしてまいりましたので、業界の団体などにも併せて直接伝えることもその際には必要ではないかと考えております。

（本部長：知事）

なるほど。それでなかなか協力いただけない、ということになったときには、45 条 2 項で個別に要請していく、ということでしょうか。

（保健福祉部長）

仕組みとしてはそうなります。

（本部長：知事）

それ（要請）でも理解してくれないときは指示をする、それ（指示）でも理解してくれないときは法に基づき公表する、ということですね。

(保健福祉部長)

指示をするときには遅滞なく公表する、という仕組みになっています。

(本部長：知事)

指示をした段階で公表すると。分かりました。

まずは、24条9項に基づく要請を出すか出さないかをこれから検討する、ということですね。

各部署長にお願いなんですけれども、まずはビックデータ等をとる、ということはしておりますけれども、それを待っているとどんどん時間が経ってしまいますので、明日以降、土日も含めて協議をしていただきまして、それぞれ、施設の使用制限の必要性の有無、休業要請をするべきか、するべきでないか、ということ、次の本部会議までにとりまとめていただきまして、本部会議のときにまとめて提出できるように、準備をお願いします。

よろしいでしょうか。

とりまとめは、保健福祉部でよろしいですか。

(保健福祉部長)

保健福祉部で。

(本部長：知事)

後で、次の本部会議の日にちを指示しますので、その前までに、保健福祉部に提出するようにお願いします。よろしいでしょうか。

また、施設の半分は仙台市さんということになりますので、大変恐縮ですけれども仙台市さんの協力なしにはなかなか進みませんのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

(仙台市新型コロナウイルス感染症対策調整担当局長)

はい。

(本部長：知事)

次に「(4) その他」として緊急事態措置に関して、何か他にあればお願いします。

よろしいですか。

それでは私から、いくつか指示をします。

まず、外出の自粛要請、また、在宅勤務・テレワーク等をお願いしているわけですが、我々もできる限り協力するべきだと考えております。残念ながら県職員、県警、消防、こういった職員は休むわけにはいきません。このタイミングが、我々の存在意義を示す場である、というように考えます。

しかしながら、協力は出来る部分はあると思ひますので、時差出勤などについては、総務部長、ぜひよく考えていただきたいと思ひます。県警も、出来る・出来ない部分あると思ひますけれども、時差出勤などいろいろ検討していただきたいと思ひます。

それから教育庁、ぜひお願ひしたいのですけれども、5月6日までということ。今学校は全部休みになっておりますので、学校の先生方、学校に来ていろいろ教材を作ったり、休み中の課題を作ったりなどしていただいていると思ひますけれども、こういったものは家で出来ることも多いんじゃないかと思ひます。教員、たしか2万人、市町村含めるとそれくらいいるんですね、その方たちが自宅です仕事をしていただければ、その方の子供さんたちが保育所に行ったり児童館に行ったりということをしなくてすむので、ぜひ、教育委員会として、早急に、教職員の方で、在宅です仕事できる方は、5月6日まで家で仕事をする、と

いうことで設定していただきたいということで、よろしく申し上げます。

(教育長)

分かりました。

(本部長：知事)

それから環境生活部長、まだ決まっておられませんけれども、もし、休業要請をすることになったら、ネットカフェ、漫画喫茶、こういったところで基本的な生活をなさっている方もおられるというように聞いておりますので、ぜひ、ネットカフェ、漫画喫茶、直接確認をして、何人くらいおられるのか、それに合わせて、(休業要請した場合) どういった場所で、そういった方たちを一時的に生活していただくのか、ということ、併せて考えていただきたいと思えます。環境生活部長の下で調整していただきたいと思えます。

(環境生活部長)

分かりました。

(本部長：知事)

よろしく申し上げます。

それから、「新型コロナウイルス感染症の発生状況及び対応状況について」保健福祉部長から説明してください。

(保健福祉部長)

< 資料7について説明 >

(本部長：知事)

今、78名陽性で、クルーズ船も含めて、退院された方は何名ですか。

(保健福祉部長)

7名の方が退院されております。

残りの方は入院、入院調整中でお待ちいただいている方、それから宿泊施設に移った方です。

(本部長：知事)

宿泊施設には今何名ですか。

(保健福祉部長)

現在、2人です。

(本部長：知事)

他に質問、よろしいですか。

それでは仙台市さん、局長、お願いします。

(仙台市新型コロナウイルス感染症対策調整担当局長)

今ご報告ありました78名のうち62名が仙台市の方でございます。

いずれも状況は重篤ではないということですが、日に日に増えている、その感染の

防止、あとは医療体制の確保ということで、県さんにさまざまご尽力いただいているということで、非常に感謝しているところでございます。

施設の使用制限につきましても、早急に市としての考え方をまとめて、皆様方とご協議させていただきたいと考えておりますので、どうぞ引き続きよろしくをお願いいたします。

(本部長：知事)

ホテル、グリーングリーンさん使えるようになりましたので、軽症の方、どんどん使っていただけるようお願い申し上げます。それ以外のホテルもいろいろ調整しておりますので、遠慮無く。

他によろしいですか。

では、次回の本部会議について、示します。次回の本部会議は、4月21日に開催したいと思えます。4月21日は議会の皆さんに全員協議会をお願いしておりますが、その後、ということになります。時間はまだ未定とさせていただきますが、4月21日に開催をさせていただこうと思っております。

また、震災復興・企画部長、4月21日終わった後、出来るだけ早い時期に、市町村長会議を開催したいと思えますので、またWEBで、前回と同じような形でやりたいと思えますので、市町村長会議も準備してください。

(震災復興・企画部長)

分かりました。準備いたします。

(本部長：知事)

それから総務部長、4月21日に全員協議会をやりますが、その後この会議をやって、おそらく意思決定することになると思えますので、21日以降に、総務部長で議会のほうに、また集まってもらうのはご迷惑をおかけしますので、会派ごとに説明する機会を設けて、議員の皆さんにしっかり説明するようにしていただきたいと思えます。

(総務部長)

分かりました。

(本部長：知事)

私からは以上ですが、よろしいでしょうか。

(危機管理監)

以上で第6回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議及び第3回宮城県危機管理対策本部会議を終了いたします。